

預金保険法第80条に基づく報告書（補遺）

平成14年4月23日

大 栄 信 用 組 合

金融整理管財人 山 井 義 健

金融整理管財人 野 邊 博

## I はじめに

大栄信用組合は、平成13年11月2日、預金保険法第74条第5項に基づき、金融庁長官に対し、「当組合の財産をもって債務を完済することができない」旨の申出を行い、同日、金融庁長官より預金保険法第74条第1項に基づき「金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分」を受けました。

金融整理管財人は、預金保険法第80条に基づき当組合が管理を命ずる処分を受ける状況に至った経緯等について調査し、平成14年4月1日には報告書を提出いたしました。

本報告書は、金融整理管財人が、預金保険法第83条に基づき行った大栄信用組合の旧経営陣に対する刑事上・民事上の責任追及に関する措置について、上記報告書の補遺として提出するものです。

## II 旧経営陣に対する刑事上・民事上の責任追及に関する措置について

### 第1 はじめに

金融整理管財人は、大栄信用組合の旧経営陣、すなわち理事若しくは監事又はこれらの者であった者に対する責任追及を行うことが重要な任務の1つとされていることから（預金保険法第83条）、就任後、金融整理管財人及び金融整理管財人補佐人が、旧経営陣の法的責任につき調査・検討を行ってきましたので、その今日までの状況について報告します。

### 第2 刑事責任追及について

背任、業務上横領、事業範囲外の投機的取引等（中小企業等協同組合法第112条）、報告義務違反（協同組合による金融事業に関する法律第10条）などの刑事事件に該当する事案の有無について、会計

帳簿、決算書等を精査し、関係職員から事情を聴くなどして調査してきましたが、これまでのところ、刑事責任の追及に相当する事案を発見するには至っておりません。

### 第3 民事責任追及について

#### 1 旧経営陣に対する民事責任追及のための調査方針

当組合は、平成13年6月末を基準として自己査定を実施したところ、取引先の業況悪化によって不良債権が増大し、新たに3,534百万円の償却・引当が必要となり、結果▲4,149百万円の債務超過となることが判明したことから、自主再建を断念し、破綻公表へと至ったものです。この自己査定による破綻先・実質破綻先に対する貸付債権は計13,499百万円、412先です。

そこで、上記破綻先・実質破綻先の中から金融検査結果による債務者区分変更先及び償却・引当額の大きい先のうちの大口与信先を調査対象としました。

調査の方法は、貸出稟議書（付属書類を含む）、償却資産台帳、理事会議事録等の関係書類を精査し、関係役職員から事情を聴取するなどして、取引の推移、融資に至る経緯、融資審査の実態、担保徴求の状況、回収状況等を調べ、旧経営陣に対する民事責任の追及に結びつくような法令違反、任務懈怠が認められるか否かという観点から調査・検討を行ってきました。

また、役員、その親族及びこれらの経営する企業に対する融資について、違法性がなかったか否か調査・検討しました。

更に、当組合の関連企業として、全額出資の有限会社2社が存在していたので、2社の設立経緯及びその内容についても調査・検討しました。

最後に、有価証券等への余資運用についても損失が生じていることから、関係帳簿類を精査し、役職員から事情を聴取するなどして調

査・検討を行いました。

## 2 調査の結果

(1) 当組合の役職員からの事情聴取を踏まえると、当組合の特徴として、営業第一主義、預貸併伸の業容拡大路線というものが浮かび上がります。そのためか、融資全般について慎重さに欠け、融資稟議を行うに際し、その判断材料となる資金使途、返済原資、事業計画、財務内容、保全内容などの検討が十分とは言い難く、稟議書においてもその判断過程の記載のないものが多数見受けられました。

(2) 個々の融資案件を見ると、目立つのは保全不足の例です。これはいわゆるバブル崩壊に伴う不動産価額の下落というだけでなく、融資時とりわけ追加融資の際に担保不動産の価値が減少していると認められるにもかかわらず、漫然と融資を実行している例が多数あります。

もちろん、これらの場合、担保の有無のみにより融資判断を下すべきものではありませんが、そうであるならば、人物評価、財務分析、事業の将来性など、他の要素を検討した上の判断なのか否かが問われるところですが、多くはその内容は判然としないものでした。

(3) 債権回収の面については、日常の期日管理が疎漏で、延滞があってもそのまま放置してしまっていることが多く、結果として予測回収額を確保できなかったのではないかと推測される例があります。

この原因は、やはり当組合の特徴である営業重視、融資の拡大に走っていたという体質があると思われれます。当組合の支店長がほとんどすべて融資管理部門の経験がなく、専ら営業部門に片寄っていたという事実があるのですが、これは管理部門が重視されていなかったことの証左といえるでしょう。

(4) 役員関連の貸付については、法定の理事会承認決議を経ているのは当然として、役員地位利用による不当融資、情実融資、大口融資などがなされたと認められるような案件はありません。

しかし、この役員関連貸付の中にも不良債権化した先が存在し、このことは理事会の審議が十分行われたといえるのか疑問なしとはしません。

(5) 当組合の全額出資にかかる子会社（有限会社）2社については、当組合所有の店舗を融資金をもって設立子会社に売却し、各会社がそれをそのまま当組合にそれぞれ賃貸し管理をしていたというもので、目的は当組合の資産の圧縮ひいては自己資本比率の増加であったと認められます。問題となるのは、各店舗の売却価額、その後の当組合及び役職員との関係とりわけ資金の流れについて不適切な点はなかったかということですが、少なくとも違法と認定できるような点はありませんでした。

(6) 余資運用については、平成7年12月外資系金融機関との間で交わされた特定金外信託取引が問題となります。これは当時既に生じていた証券投資の評価損（370百万円）の損失計上を先延ばしするために行われた疑いが濃厚ですが、当組合に損害を与えたかという観点からみると、当組合の破綻後、上記信託取引を清算したところ、上記評価損を下回った売却損（345百万円）に収まったことから損害賠償としての責任追及の対象にはならないものと考えます。

### 3 調査結果に基づく検討

(1) 以上の調査結果につき、民事責任の有無を検討する必要があると思われる問題点を掲げれば、次のとおりです。

調査の結果、最も多いのは、当初貸付の際は保全措置が担保提供不動産によってなされていたものの、その後の不動産価額の下落によ

り保全不足となったにもかかわらず、追加担保を徴求することなく、漫然と貸増しを行っていた案件です。追加融資を行っている大口融資先で不良債権化した案件の多くがこれに該当します。

次に、貸付先の財務内容の分析や実態把握の不十分なまま融資を行い、結果として延滞したにもかかわらず、その後も追加融資をなし融資残高を膨らませた案件があります。

また融資先の業況悪化等に伴い大幅な条件変更を行った先であるにもかかわらず、業況の回復可能性、財務内容、返済原資等を調査することなく、安易に追加融資を行い、その後不良債権化してしまった案件もあります。

最後に、融通手形である疑いのある手形を長期間にわたり反復継続して割り引いていた案件があり、最終的には手形支払先の倒産により、回収不可能となった案件があります。

(2) 当組合の破綻の主因がこれら融資案件などの不良債権の増大による多額の償却・引当金の積増しによるものであることからいっても、また組合員から集めた貴重な資金(預金)を貸付けていることからいっても、このような事由で回収が見込めず組合に損失を与えたという結果に対する責任の重さは大きいものと言えるでしょう。

事実、担保不足先への追加融資や人物評価・財務分析などの審査が十分とは思われない案件も見受けられるところですが、具体的な損害賠償責任を問うためには、役員の仕事違背の前提となる注意義務の程度・内容及びその事実関係を明確にしなければならないものと考えられますが、今日までの調査・検討の結果においては、そこまで明確に責任を問い得るような案件を見出すには至っていません。

#### 第4 旧経営陣に対する損害賠償請求権等の処理

上記のとおり、旧経営陣に対する民事責任追及をなしうる明確な案件は現在までのところ発見するに至っていませんが、今後新たな事実

が判明し、その調査結果次第では責任が肯定される事案も出てくる可能性があります。ただ当組合は本年4月30日事業譲渡予定であり、それまでに結論を出すのは困難な状況です。

そこで、旧経営陣に対する責任追及に関しては、株式会社整理回収機構において引き続き調査・検討がなしうるよう、当管財人らが行った調査に係る関係資料を同社に引き継いだ上、同社において責任追及を行いうるよう旧経営陣に対する損害賠償請求権等を同社に譲渡いたします。

以 上